

令和2年4月8日

保護者 各位

富山県立志貴野高等学校

校長 岡田 知己

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための
臨時休校の実施について（お知らせ）

改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、富山県教育委員会より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校実施の指示があり、次のとおり臨時休校といたします。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、不要不急の外出を控え、手洗いの徹底など感染予防に努めてください。

記

- 1 令和2年4月9日（木）から4月22日（水）まで、臨時休校とします。
この期間は、部活動も停止となります。
- 2 学校再開日 令和2年4月23日（木）
 昼間制の生徒 全年次 9：00（教室で点呼）
 夜間制の生徒 17：30（教室で点呼 給食再開）
 ※この日は、昼間制・夜間制ともにホームルーム等を実施し、授業は実施しません。
- 3 感染拡大防止策のお願いについて
 - ① 家庭において健康状態を確かめ、発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養してください。
 - ② 人が集まる場所など、感染の可能性のある場所への不要不急の外出を控え、感染の予防に努めてください。
 - ③ アルバイトは、原則禁止とします。
- 4 その他
 - ① 個別の相談等については、担当者より連絡する場合があります。
 - ② 新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに学校まで連絡をお願いします。その後の対応については、県など公的機関の通達に従い指示します。

※なお、今後の状況によっては変更することがあります。その場合は改めて連絡致します。学校ホームページも定期的に確認するようにしてください。